

令和4年8月22日

発 言 者	発 言 要 旨
【請願 21 号の審査】	
榎津副委員長	今後、実施していくべきだと考え、採択すべきである。
志田委員	愛知県新城市における公開政策討論会の状況はどうか。また、当該条例に関して憲法上の問題や課題はどうか。
市町村課長	<p>令和3年10月24日告示、31日の投開票の市長選挙において条例に基づく討論会が合計3回開催されている。また、討論会は新型コロナの影響により無観客で開催し、ユーチューブなどを使って配信されている。</p> <p>また、公開討論会の条例化にあたり、検討すべき課題が3点あると考えている。1点目は、対象とする選挙の範囲をどのように設定するのかについて、2点目は、立候補予定者の参加義務づけと政治活動の自由との関係で参加を義務づけることが違憲となる可能性について、3点目は、立候補予定者間の公平性、公正性の確保についてである。具体的には討論会の設定後に立候補者を決めた方の対応や様々な事情で参加できなかった方に対する公平性、公正性をどのように確保するのかについて検討すべきである。</p>
志田委員	<p>公平性をどのように担保するのか等非常に課題も多いことから、継続審査として研究していくべきと考える。</p> <p>⇒継続審査に決定</p>
【請願 26 号及び請願 28 号の審査】	
石黒委員	両請願については継続を繰り返していくような請願ではないと考える。ぜひ、採択の方向で採決をすべきではないか。
榎津副委員長	<p>6月21日から23日に核兵器禁止条約の締結国会議がオーストリアで行われ、核兵器を保有する国が一国も参加していないという事実がある。請願にはオブザーバーとしての参加を要望するというが、現実的に核兵器の保有国が1か国も参加していないことを踏まえるべきである。</p> <p>2つの請願については継続審査にすべきと考える。</p>
梅津委員	請願 26 号はオブザーバー参加、請願 28 号は署名批准という点で異なっている。来年には、広島県でサミットも行われ、現首相が広島県出身ということで核の問題については非常に重視して取り組んでいることを考えると、請願 26 号については採択すべきと考える。
高橋（啓）委員	当該請願については、願意妥当と考える。
金澤委員	国の動きが前向きであることから、国の動向も見ながら検討することとして継続審査とすべきである。
石黒委員	<p>採決を行うべきである。</p> <p>⇒請願 26 号及び請願 28 号は不採択に決定</p>

発 言 者	発 言 要 旨
【請願 37 号の審査】	
高橋（啓）委員	夫が弁護士業務を行い、妻が夫の手伝いをした際の報酬について違法だという事例もあり、56 条は廃止すべきである。当該請願については、採択すべきである。
榎津副委員長	当該請願の要旨には、「家族を家長の所有者のように扱った戦前の家父長制の考えを引き継ぐ税制をこれ以上続けることは許されません」と記載されているが、国の見解として、第 56 条は性別を問わず適用されるものであり、女性の経済的な自立を損なうものではないという見解を示している。 また、請願要旨には、「550 を超す自治体が『56 条の廃止を求める意見書』を国にあげています」と記載されているが、例えば、宮城県では廃止ではなく改正を求めている意見書であることから精査が必要であると考えます。
石黒委員	請願者と調整の上、文言を修正した場合、採択の可能性があるとすれば、継続審査とすることも考えられる。 ⇒継続審査に決定
【請願 39 号の審査】	
榎津副委員長	8 月 2 日に東北税理士会山形県支部連合会と意見交換をしてきた。請願要旨には、「インボイス制度について、業界団体や税理士団体なども『中止』、『凍結』を求めています」と記載されているが、現状では税理士会は中止も凍結も求めていないことが確認できた。請願の記載内容を踏まえ、当該請願については不採択とすべきである。
梅津委員	インボイス制度の対象とならない企業に対しての発注を控えようといった動きが実際に出てきていることから、採択をすべきである。
高橋（啓）委員	中小零細企業が大変になっていくことが明らかになっており、そこに対してしっかり応えていくことが政治の務めであり、採択すべきである。
石黒委員	こういった問題は山形県と大都市とは異なる問題という認識に立って考え、採択すべきと考える。
金澤委員	インボイス制度に関する知事会や国の動きはどうか。
税政課課長補佐	知事会では、インボイス制度については、十分な周知と広報などの支援等を行うべきと提言しており、県も制度の周知・広報を進める立場である。 また、国から県に対して周知・広報の依頼についての通知も発出されている。
金澤委員	時間がないというが、税の公平性というものの国民の理解をもっと進める必要がある。総務部長の考えはどうか。
総務部長	消費税率は社会保障財源を賄うため引き上げられてきたが、インボイス制度は益税問題をクリアするためのものでもある。中小企業にデメリットがあると言われるが、社会に不安や差別が生じないようにするための「社会保障と税の一体改革」として進められている。このような中、社会全体

発 言 者	発 言 要 旨
	<p>で不公平が出ないという公平性の観点も含めて、制度を周知していきたい。 ⇒不採択に決定</p>
【所管事項に関する質問】	
梅津委員	<p>山形県内のS u i c aの利用駅の拡大について、左沢線の寒河江駅までは導入が決まったが、2つの高等学校の最寄り駅である西寒河江駅が対象に入っておらず、拡大すべきではないか。</p>
総合交通政策課長	<p>7月22日にJ R東日本より発表があり、新たに山形県内の21駅で利用可能となる。具体的には、奥羽本線のかみのやま温泉駅から村山駅間、左沢線の北山形駅から寒河江駅間で、令和6年の春以降にS u i c aが利用可能となる予定である。これまでも、様々な機会を捉えてJ R東日本に対して要望してきており、その結果と考えている。</p> <p>今回の利用エリアの拡大については、J R東日本からは、様々な利用状況を総合的に判断して、エリアの範囲を決定したと聞いている。</p> <p>県としては、今回発表があったエリアだけでなく県内全域でS u i c aが利用できるようになることが重要だと考えており、バスなどとのシームレスな乗り換えにもつながることから、引き続き、県内全域でS u i c aの利用の導入を求めている。</p>
梅津委員	<p>山形県における靈感商法の被害相談件数や相談の内容はどうか。また、令和4年8月以降の相談状況の変化はどうか。</p>
消費生活・地域安全課長	<p>まず、本県の消費生活相談件数は令和3年度県内全体で6,825件であり、消費生活センターの分類で商品一般が最も多く、535件である。商品一般とは、不審な電話メールや身に覚えのない請求に関する相談である。2番目が、フリーローン、サラ金などの相談で214件、3番目が、インターネット接続回線関係で165件である。</p> <p>また、年代によって相談の内容が変化しており、20代はインターネット関係が最も多く、70代以上では商品一般、サプリメント等の健康食品に関する相談が多い状況である。</p> <p>相談区分において靈感商法という分類はないが、開運商法という分類では3年度は山形県全体で26件である。なお、10年前の平成24年度は50件あったが3年度は26件、4年4月から7月までは2件である。8月の件数については、現在集計中である。</p>
梅津委員	<p>靈感商法や開運商法に関する対策について、政府が集中的に取り組んでいくというが、県としてはどのように取り組んでいくのか。</p>
消費生活・地域安全課長	<p>現在、消費者庁から県に対しての連絡はないが、靈感商法に関する相談が寄せられた場合には、消費生活センターにおいて丁寧に対応していきたいと考えている。周知については、県のホームページ、公式SNSのほか、定期的に発行しているケロちゃん通信という消費生活センターニュース等でも行っている。</p>
梅津委員	<p>消費生活センターの相談体制はどうか。</p>
消費生活・	<p>消費生活センターは、本庁、最上、置賜、庄内の4か所があり、消費生</p>

発 言 者	発 言 要 旨
地域安全課長	活相談員が本庁7名、最上、置賜、庄内にそれぞれ1名ずつ配置されている。実際に相談員等が、現場に出向いて直接講義する出前講座なども行っており、こうした消費者教育を推進するため、消費者教育コーディネーターという職員を各ブロックに1名ずつ配置し、県内全域をカバーしている。
石黒委員	県職員が新規採用から早期退職している状況はどうか。また、退職理由はどうか。
人事課長	<p>まず、民間企業を含めた全国的な情勢として、厚生労働省の調査では新規大卒就職者の就職後3年以内の離職率が約3割となっているなど求人倍率が上昇傾向にある中で全国的に若年層の離職への抵抗感や組織への帰属意識が低下しているのではないかと受け止めている。</p> <p>このような中、本県知事部局の若年職員の退職状況については、20代で退職した職員の数は、10年前の平成24年度は2人のところ、直近の令和3年度は11人と増加傾向になっている。</p> <p>また、退職理由については、令和元年度から3年度までの直近3年間における退職者26人の状況をみると、転職によるものが全体の約5割となっているほか、結婚等で他県へ転出することによるものが約3割になっている。</p>
石黒委員	若年職員の離職防止対策はどうか。
人事課長	<p>離職防止対策として、転職による離職を防止するには、柔軟な働き方の推進や若手職員のキャリアビジョン形成への支援の取組みなどにより、魅力的な職場づくりを推進する必要があると考えている。</p> <p>こうしたことから、柔軟な働き方を推進する取組みとして、今年度新たに「ジョブチャレンジ制度」を創設し、若手職員のモチベーション向上のほか職員自身の能力向上にも繋がるものと考えている。</p> <p>また、将来のキャリアビジョン形成の機会とするため、先輩職員との意見交換会の取組みや仕事と家庭の両立に意欲的な職員を紹介するロールモデル集の周知など、引き続き、職員にとって魅力的な職場づくりを進めていく。</p>
石黒委員	ぜひ、県内では県庁がトップモデルとなるよう、魅力的な職場づくりを進めていただきたい。
人事課長	若年職員の離職は全任命権者共通の課題でもあるので、各任命権者及び人事委員会と連携しながら、引き続き研究していくとともに、働きやすい職場づくりに取り組んでいく。
高橋（啓）委員	令和4年8月からの大雨による被害額が223億円というのは本当に大変な災害だったが、激甚災害の指定状況はどうか。
防災危機管理課長	発災後、8月5日に防災担当大臣が被災現場を訪れた際に知事から要望書を提出しており、その中で、激甚災害の指定に関して要望している。現在は被害状況の全容把握を全力で行っており、関係部局から被害状況を随時国に報告をしている。そうした中で、国において災害査定や復旧に係る事業費を検討しているものと考えている。

発 言 者	発 言 要 旨
高橋（啓）委員	災害やコロナ対応等で業務が増大していることから、来年度の採用予定者の年度途中の採用についてはどうか。
人事課長	まず、採用予定者に前倒し採用に応じられる方がいるかどうかの問題であるが、職員の負担軽減の観点から前倒し採用を考えていかなければならないと思っている。最近の状況では、令和元年度に2名、2年度に2名、3年度に4名の前倒し採用を行ってきたところである。 今後も、合格者の中で条件が整えば前向きに取り組んでいきたい。
金澤委員	新型コロナの感染者が連日1,000人台であるが、防災危機管理課で把握しているコロナの感染状況や対応状況はどうか。
防災危機管理課長	現在、BA.5系統に置き換わりが進んでおり、県内でも感染拡大が目立ってきている。一方で重症患者はいない状況である。 病床占有率は、ここ最近40%台から50%台で推移しており、8月21日時点では51.1%となっている。 医療提供体制の確保が喫緊の課題であると考えており、コロナに関する危機対策本部において関係部局が連携し、対策に当たっている。8月19日にも本部員会議を開催し、入院病床の追加や自己検査体制の導入、市販薬の活用などにより、医療提供体制の確保に努めているところである。
金澤委員	防災危機管理課で把握している宿泊療養施設の状況はどうか。また、感染拡大に伴う追加などは考えているか。
防災危機管理課長	宿泊療養施設は3つの施設合計で348部屋を確保している。今後、更に部屋数を増やしていくのかなどについては健康福祉部所管のため、申し上げられない。
金澤委員	今後、県民へどのようなコロナ対策を周知していくのか。
防災危機管理課長	これまでも基本的な感染防止対策について県民の皆様に呼びかけてきたが、さらに徹底をしていただくことが、何よりも重要と思っている。関係部局が連携して、しっかりと対策ができるように本部員会議で議論をして進めていきたい。
金澤委員	新型コロナワクチンの4回目の本県の接種率はどうか。
防災危機管理課	本部員会議における健康福祉部からの報告では、4回目の接種率は15.7%、全国平均が15.6%と聞いている。
志田委員	令和4年2月に国土交通省にて、「鉄道事業者と地域の協働による地域モビリティの刷新に関する検討会」という有識者会議を立ち上げ、7月25日に、今後のローカル鉄道のあり方に関する提言が出されたが県の対応方針はどうか。
総合交通政策課長	提言の中で、特に危機的な状況にあるローカル鉄道の線区のうち、広域的な調整が必要であるものについて、鉄道事業者あるいは自治体の要請を受けて、国の方で特定線区再構築協議会を立ち上げ、当該線区のあり方を

発 言 者	発 言 要 旨
	<p>検討する方向性が示されている。</p> <p>協議会を設置する基準は、輸送密度 1,000 人未満あるいはピーク時の 1 時間当たりの輸送人員が 500 人未満といったことが 1 つの目安とされており、より厳しい状況にある線区から優先順位をつけて総合的に検討した上で、協議会を設置する判断がなされるようなことが示されている。</p> <p>県内にも輸送密度 1,000 人を下回る線区があり、今後、国がどのような考え方で優先順位をつけていくのか等については現時点で不明である。</p> <p>幹線鉄道を中心に鉄道網の連結性の視点をしっかりと持った上で、バス等の二次交通も含め、沿線活性化・利用拡大の効果を波及させていくことが重要であると考えている。</p>
志田委員	<p>国の協議会の動きを待たずに、県が利用拡大を進めてはどうか。</p>
総合交通政策課長	<p>利用拡大等を図っていく上でも、データやファクトをしっかりと把握していくことは非常に重要だと考えている。各路線の状況等も違うため、どのような形での検討が良いのか等、今後考えていく必要があると考えている。</p> <p>データ等を集めるための予算措置の検討の必要性についても国の提言には書かれていることから、引き続き情報収集を行いながら、県として沿線活性化や利用拡大していくためにどのようなことができるかしっかりと考えていきたい。</p>
志田委員	<p>現在、陸羽西線がバス代行輸送となっていることから、そのような状況下でデータ収集を行うべきと考えるがどうか。</p>
総合交通政策課長	<p>バス代行が行われることで収集できるデータもあるかと思うのでしっかりと活用し、地域の声をしっかりと聞きながら取り組んでいきたい。</p>
樫津副委員長	<p>マイナンバーカードの普及状況はどうか。総務省で指定している「重点的フォローアップ対象団体制度」とはどのような内容か。また、マイナンバーカードの交付率に応じて、地方交付税の算定に差をつける方針を検討していると聞いたが具体的にはどうか。</p>
市町村課長	<p>7 月末現在における本県の交付率は 42.1%、前月比 0.81% 増であり、全国で 5 番目に伸びている。</p> <p>また、「重点的フォローアップ対象団体」とは月末時点の普及率と 1 か月あたりの伸び率が平均よりも下回っている自治体を指定する制度であり、7 月末現在、県内では 6 団体である。6 月末時点では 18 団体であったことから、減少傾向となっている。県としては市町村と一緒に、申請に向けて様々な取り組みを行っている。</p> <p>新聞報道では地方交付税について総務省で検討しているというが具体的な話はなく、引き続き注視していきたい。</p>